

第4章

計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念73
- 2. 施策目標73
- 3. 計画の体系75





1. 基本理念

子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方

子ども・若者が抱える課題が複雑化、複合化し、子ども・子育て支援ニーズがますます多様化する中であっても、一人ひとりの子ども・若者が等しく笑顔でいきいきと健やかに育ち、保護者が安心して子育てができるよう、「第2期子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しながら、「子ども・若者育成計画（第2期）」、「第4次ひとり親家庭等自立促進計画」の理念も踏まえつつ、「子ども・若者が笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざします。

この基本理念の実現に向け、すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまち、子どもを安心して生み、楽しく育てることができるまち、子どもの生きる力や個性を育むまち、若者の社会性を育み、自立を支援するまち、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりを進めます。

2. 施策目標

施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進 《子どもの成長過程全般》

子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図るとともに、子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに子ども・若者施策を進めていきます。また、子ども・若者の良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができるまちづくりを推進します。

施策目標2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供の充実に向けた取り組みなどを進めます。また、幼児期の教育・保育の質の向上や小学校教育への円滑な接続を推進します。

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進
《学童期・思春期》

すべての子どもの確かな学力、健やかな身体、豊かな心を育成し、未来の担い手である子どもの「生きる力」を伸ばすことができるよう、教育環境の整備などに努め、子どもの教育の充実、家庭教育への支援などの取り組みを推進します。また、地域における子どもたちの遊び場などが減少しているなかで、学校園施設の活用なども含め、子どもが安全に過ごせる居場所づくりを推進します。

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進
《青年期》

青年期の若者は大学等への進学や就職に伴い、新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、夢や希望を持ち、自身の可能性を広げる重要な時期ですが、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがある時期でもあります。若者を取り巻くさまざまな課題に対して、社会全体で取り組むとともに、自らの意思で将来を選択し、自立できるよう支援します。

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進
《子育て当事者等》

核家族化、人間関係の希薄化といった社会状況の変化に伴い、保護者の子育てに伴う負担感や不安感、孤立感が高まっています。また、近年の厳しい社会経済状況の影響から共働き家庭の増加や就労形態が多様化しています。子育てをしている誰もが、経済的な不安や孤立感、また、過度な使命感や負担感を抱くことなく、妊娠、出産から子育てまでの育児と仕事の両立ができるなど、子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるよう、子育てのしやすい環境をつくります。



3. 計画の体系

施策目標1 すべての子ども・若者の人権・最善の利益が尊重されるまちづくりの推進
《子どもの成長過程全般》

推進方向	取り組み内容
1. 人権教育の推進	(1) 子ども・若者の権利の啓発・普及 (2) 保育所（園）等や学校園、留守家庭児童会室での人権教育の推進
2. 子ども・若者の社会参画・意見表明の機会の充実	(1) 子ども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備
3. 切れ目なく子どもの育ちを見守る包括的な支援体制の推進	(1) まるっとこどもセンターによる支援の推進
4. 子どもへの虐待のないまちづくりの推進	(1) 児童虐待防止体制の充実 (2) 地域における見守り体制の充実 (3) 児童虐待に関する啓発活動の推進 (4) 里親制度の普及・啓発の推進 (5) 児童相談所等の設置に向けた取り組み
5. ヤングケアラーへの支援の推進	(1) ヤングケアラーに関する周知・啓発、支援体制の充実
6. 子ども・若者の性犯罪・性暴力防止対策の推進	(1) 性犯罪・性暴力防止に向けた取り組みの推進
7. 非行等の問題行動対策の推進	(1) 有害環境に起因した非行等への対策の推進
8. 子ども・若者の貧困対策の総合的な推進	(1) 支援を必要とする子ども・若者と家庭を支援につなげる仕組みづくり (2) 子どもの学習支援 (3) 子ども・若者の就学支援 (4) 子ども・若者の心身の成長の確保
9. 子ども・若者の心身の健康を確保できる環境の充実	(1) 子ども・若者の健康づくりの推進 (2) 子ども・若者が悩みを相談できる体制づくり (3) 子ども・若者の自殺対策の取り組み
10. 障害のある子ども・若者等への支援の充実	(1) 関係機関等の連携による支援の推進 (2) 障害のある子ども等への教育・保育の充実 (3) 障害のある子ども等への在宅生活支援 (4) 障害のある子ども・若者等や家庭に対する援助 (5) 配慮が必要な子どもへの支援 (6) 障害のある子ども等の早期発見・早期支援

11. 外国籍の子ども等への支援	(1) 外国籍の子ども等やその家庭への支援
12. 食育の推進	(1) 家庭における規則正しい食生活の啓発 (2) 子ども・若者の食への関心の醸成 (3) 給食の充実
13. 子ども・若者のスポーツ活動の推進	(1) 地域におけるスポーツ活動の推進 (2) スポーツ指導者の確保、育成 (3) 子ども・若者のスポーツ大会、教室等の開催
14. 子ども・若者の文化芸術活動の支援	(1) 文化芸術に親しめる機会の提供 (2) 自主的な活動、発表機会の提供 (3) 読書活動の推進
15. 子ども・若者の国内外交流の推進	(1) 友好都市交流の推進 (2) 国際化に対応できる子どもの育成
16. 子ども・若者の社会的活動の推進	(1) 地域活動の支援 (2) 地域との連携による多様な体験活動の推進 (3) 子ども・若者の夢を育み可能性を広げる学習・体験機会の提供
17. 子ども・若者に身近な自然環境の保全と環境教育の推進	(1) 地域における自然環境の保全 (2) 環境教育の推進

施策目標 2 子どもを安心して生み、楽しく育てることができるとともに、子どもが健やかに成長できるまちづくりの推進 《子どもの誕生前から幼児期まで》

推進方向	取り組み内容
1. 妊娠・出産・子育て期の健康づくりへの支援	(1) 安全・安心な妊娠・出産と母子の健康の確保 (2) 不妊・不育治療に対する支援 (3) 子育て講座・講習会等を通じた育児に関する知識の普及 (4) 疾病等の予防・早期発見の促進 (5) 乳幼児健康診査の推進 (6) 乳幼児健康診査事後指導事業の推進
2. 幼児期の教育・保育の質の向上	(1) 就学前環境の整備 (2) 計画的、効果的な質の向上の実践
3. 小学校教育への円滑な接続の推進	(1) 幼保こ小のネットワーク化の推進 (2) 就学前施設から留守家庭児童会室への円滑な受け入れ支援

施策目標3 子どもの生きる力と個性を育むまちづくりの推進 《学童期・思春期》

推進方向	取り組み内容
1. 居場所づくりの推進	(1) 学校園施設の活用 (2) 総合型放課後事業によるすべての児童の放課後の居場所づくりの推進 (3) 生涯学習市民センターや公園等における校外活動の推進 (4) 異年齢間、世代間交流の推進 (5) 地域で子どもを育てる環境の整備
2. 不登校対策、中退予防の推進	(1) 義務教育期間における不登校対策の推進 (2) 高等学校以降における不登校対策、中退予防の推進
3. いじめに対する取り組みの推進	(1) いじめ問題に対する支援体制の整備 (2) いじめを受けた子どもなどへの支援 (3) 情報機器との向き合い方の指導・啓発の推進
4. 豊かな心と健やかな身体の育成	(1) 中・高校生等と乳幼児の交流体験の推進 (2) 豊かな心の育成 (3) 相談体制の充実 (4) 心身の健康に関する啓発・学習の推進
5. 確かな学力と自立を育む教育の充実	(1) 確かな学力と健やかな身体の育成 (2) 家庭での教育への支援 (3) 地域とともにある学校づくりの推進 (4) 小中学校の環境整備

施策目標4 若者の社会性を育み、自立を支援するまちづくりの推進 《青年期》

推進方向	取り組み内容
1. 居場所づくりの推進・交流の促進	(1) 若者がつながる居場所づくりの推進・交流の促進
2. 相談体制の充実	(1) 相談体制の構築 (2) 情報を届け相談・支援につながる仕組みの強化 (3) メンタルヘルスケアの必要性の啓発
3. 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(1) 結婚支援等の実施
4. 雇用の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実	(1) 雇用の推進 (2) 安定的就労のための継続的な支援の推進

5.若者への経済的支援	(1) 経済的支援等の実施
6.ひきこもり等の困難を有する若者の自立支援	(1) 地域・関係機関が連携して本人や家族に情報を届ける体制の確立やひきこもり等への正しい理解の促進 (2) 相談体制の充実 (3) 若者や家族等の居場所づくりの推進 (4) 就労支援の推進と定着・安定的就労に向けた支援の充実 (5) 多様な関係機関による支援ネットワークの構築

施策目標5 子育てをしている誰もがいきいきと希望を持って暮らせるまちづくりの推進
 ≪子育て当事者等≫

推進方向	取り組み内容
1. 子育てに対する経済的支援や負担軽減	(1) 子どもの養育に対する支援 (2) 助産制度 (3) 保育所(園)・幼稚園等への就園に対する援助 (4) 小中学校等への就学に対する援助 (5) 生活困窮者自立支援制度による支援
2. 子ども・若者の医療対策の充実	(1) 医療体制の整備と連携強化 (2) 子ども・若者への医療費の助成
3. ひとり親家庭や寡婦の自立支援	(1) 子ども・子育て支援、生活支援の推進 (2) 就業支援の推進 (3) 養育費の確保及び面会交流の支援 (4) 経済的支援の充実 (5) ひとり親家庭や寡婦を支える環境の充実
4. 安全・安心に子育てできる生活環境の整備	(1) バリアフリー化による安心して外出できるまちづくり (2) 子育て家庭の外出時に配慮した公共施設等の設備整備の推進 (3) 安全施設等の設置 (4) 交通安全教育の推進 (5) 防犯活動等の推進 (6) 不慮の事故等防止対策の推進
5. 子育てに関する相談体制の充実	(1) 身近な地域における相談体制の充実 (2) 育児相談の推進 (3) 妊産婦・乳幼児家庭に対する訪問相談の充実 (4) 家庭児童相談等の充実 (5) 教育相談の充実 (6) 青少年相談事業の充実 (7) 障害のある子どもへの福祉相談事業の推進

6. 子育てに関する支援体制の充実	(1) こども誰でも通園制度の導入に向けた検討 (2) 地域における子育て支援の推進 (3) 地域子育て支援拠点事業等の充実 (4) 保育所（園）等における子育て支援の推進 (5) 幼稚園における子育て支援の推進 (6) 認定こども園における子育て支援の推進 (7) 一時預かり事業の実施 (8) 子育て短期支援事業の充実 (9) 保護者の交流の場の設定 (10) 地域のネットワークによる子育て支援の推進 (11) 多胎児家庭に対する支援の推進
7. 子育てに関する適切な情報提供の推進	(1) 子どもの成長等に応じたきめ細かな子育て情報の提供 (2) 妊娠及び就学前の総合的な子育て情報の提供
8. 子育て中の社会参加支援	(1) 保育つきイベントの推進 (2) 相互援助活動（ファミリーサポートセンター事業）の充実
9. 多様な保育サービスの充実	(1) 保育体制の確保 (2) 認定こども園の普及 (3) 満3歳未満の児童の保育枠の拡大 (4) 待機児童対策 (5) 延長・夜間・休日保育の実施 (6) 病児・病後児保育の充実 (7) 弾力的な就労支援 (8) 保育士等確保の支援 (9) 利用者支援事業の推進 (10) 保育サービス等の利用にかかる負担軽減の充実
10. 放課後児童対策の充実	(1) 保護者ニーズに合った事業の充実 (2) 総合型放課後事業の制度等の周知 (3) 児童の放課後の居場所づくりの推進
11. 男女共同子育ての推進	(1) 男女がともに参加する子育ての推進 (2) 仕事と生活の調和に向けた環境の整備



